

綾瀬市助産施設及び母子生活支援施設入所事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条に規定する助産施設における助産の実施（以下「助産の実施」という。）及び第23条に規定する母子生活支援施設における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）に関する事務の取扱いについて、法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入所の申込み及び調査)

第2条 省令第22条に規定する申込みは、助産施設入所申込書（第1号様式）又は母子生活支援施設入所申込書（第2号様式）を福祉事務所に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、その公簿等により確認し、これを省略させることができる。

(1) 母子健康手帳の写し

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証等の写し

(4) 入所対象者又はその扶養義務者の前年分（課税額が判明しない期間にあっては、前々年分）の所得税又は当該年度分（課税額が判明しない期間にあっては、前々年分）の市町村民税の課税額を証明する書類

(5) 入所対象者又はその扶養義務者が生活保護法による被保護者であるときは、被保護者であることを証する書類

(6) その他外国人登録証の写し等の福祉事務所長が必要と認める書類

(入所の決定及び通知)

第3条 福祉事務所長は、助産の実施又は母子保護の実施の要否を決定するときは、添付書類及び入所申込者との面接等により必要な事項の調査を行わなければならない。

2 福祉事務所長は、助産の実施又は母子保護の実施を決定したときは、妊産婦には助産施設入所承諾書（第3号様式）を、保護者には母子生活支援施設入所承諾書（第4号様式）を交付するとともに、入所する施設の長に対して当該入所承諾書の写しを送付しなければならない。

3 福祉事務所長は、助産の実施又は母子保護の実施を行わない場合は、妊産婦には助産施設入所不承諾通知書（第5号様式）を、保護者には母子生活支援施設入所不承諾通知書（第6号様式）を交付し、入所が認められない旨及びその理由等を通知しなければならない。

(状況調査等の協力)

第4条 福祉事務所長は、入所中の妊産婦又は保護者及びその監護している児童につ

き、入所している施設の長からその出身世帯についての状況調査等の協力を求められたときは、協力しなければならない。

(入所の解除等)

第5条 福祉事務所長は、助産の実施前に、妊産婦の助産の実施理由の消滅、転出又は死亡等によって助産の実施を解除した場合には、妊産婦に対して助産実施解除通知書（第7号様式）を交付するとともに、入所することになっていた施設の長に対して当該解除通知書の写しを送付しなければならない。

2 福祉事務所長は、母子保護の実施期間の満了前に、保護者の母子保護の実施理由の消滅、転出又は死亡等によって母子保護の実施を解除した場合には、保護者に対して母子保護実施解除通知書（第8号様式）を交付するとともに、入所している施設の長に対して当該解除通知書の写しを送付しなければならない。

3 福祉事務所長は、助産の実施又は母子保護の実施を解除する場合には、福祉の措置及び保育の実施等の解除に係る説明等に関する省令（平成6年厚生省令第62号）により、解除に係る理由の説明及び意見聴取の手続きを取らなければならない。

4 第3条第2項の規定による助産の実施又は母子保護の実施は、入所している施設の長の退所判定に基づいて退所した日をもって解除したものとみなす。

(費用の徴収)

第6条 市長は、法第56条第2項の規定に基づき、入所に伴い徴収する費用を助産施設若しくは母子生活支援施設の入所者又はその扶養義務者から徴収する。

2 前項の規定により徴収する費用（以下「徴収金」という。）の額は、法による児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（こ支家第47号令和5年5月10日）の児童入所施設徴収金基準額表において定める額とする。

(費用の減免)

第7条 市長は、前条に規定する徴収金の徴収について、入所者又はその扶養義務者がやむを得ない事由により費用を負担することが困難であると認められるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により減免を受けようとする者は、助産施設入所費用減額（免除）申請書（第9号様式）又は母子生活支援施設入所費用減額（免除）申請書（第10号様式）により申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、その可否を決定し、助産施設入所費用減額（免除）通知書（第11号様式）又は母子生活支援施設入所費用減額（免除）通知書（第12号様式）により前項の申請者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年3月7日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

助産施設入所申込書

年 月 日

綾瀬市福祉事務所長 様

妊産婦住所

氏名

㊞

電話

()

次のとおり助産施設への入所を申し込みます。

入所を希望する助産施設名	第一希望
	第二希望
出 産 予 定 日	年 月 日
助産の実施を希望する理由	

○妊産婦の家庭状況

区分	フリガナ 氏 名	生年月日	妊産婦 との 続柄	性別	職業	課税の有無		備考
						本年度 分市長 村民税	前年分 所得税	
妊 産 婦 の 世 帯 員	個 人 番 号		本人			有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	
生活保護等の状況		適用なし 適用あり (年 月 日保護開始)						
社会保険の 加入状況	加入の有無	有・無	保険の種類	出産一時金の額				
	被保険者の記号		番号	被保険者名				

備考

- この入所申込書は、妊産婦が次の点に注意し記入の上、綾瀬市福祉事務所に提出してください。
- この申込書に徴収額決定のために必要な事項に関する書類を添付してください。
- 「助産の実施を希望する理由」の欄は、保健上入院助産を受けることが必要であることについて、その具体的な状況を記入してください。
- 「妊産婦の世帯員」の欄は、妊産婦本人及び妊産婦の配偶者、同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 「生活保護等の状況」の欄の「生活保護等」とは、生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付をいいます。
- 「社会保険の加入状況」の「加入の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 備考欄については、健康状況等入院助産の実施につき参考となる事項を記入してください。

母子生活支援施設入所申込書

年 月 日

綾瀬市福祉事務所長

保護者住所

氏名

電話 ()

次のとおり母子生活支援施設への入所を申し込みます。

入所を希望する 母子生活支援施設名	第一希望
	第二希望
母子保護の実施を希望する理由	
母子保護の実施を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで

○入所を希望する世帯の状況

区分	フリガナ 氏名	生年月日	性別	続柄	職業又は就学の状況等	備考
	個人番号					
世帯員			本人			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
生活保護等の状況		適用なし 適用あり (年 月 日保護開始)				

備考

- この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入の上、綾瀬市福祉事務所に提出してください。
- この申込書に徴収額決定のために必要な事項に関する書類を添付してください。
- 「母子保護の実施を希望する理由」の欄は、その具体的な状況を記入してください。
- 「母子保護の実施を希望する期間」の欄は、母子保護の実施を希望する理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。
なお、母子保護の実施期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知おきください。
- 「生活保護等の状況」の欄の「生活保護等」とは、生活保護法による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付をいいます。
- 「世帯員」の欄は、入所を希望する保護者及びその監護する児童の全員について記入するとともに、「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 備考欄については、健康状況等母子保護の実施につき参考となる事項を記入してください。

第3号様式（第3条関係）

助産施設入所承諾書

年 月 日

様

綾瀬市福祉事務所長



申込みのありました助産施設への入所について次のとおり承諾します。

入所する妊産婦	フリガナ 氏 名		年 月 日生
入所する助産施設	名 称		
	所 在 地		
出 産 予 定 日		年 月 日	
徴 収 金 の 月 額			円
徴 収 金 の 納 入 方 法			
備 考	<p>1 徴収金について変更のあった場合はその旨通知します。</p> <p>2 助産施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。</p> <p>3 助産施設へ入所が適当と認められなくなった場合には、助産の実施を解除します。</p>		

第4号様式（第3条関係）

母子生活支援施設入所承諾書

年 月 日

様

綾瀬市福祉事務所長



申込みのありました母子生活支援施設への入所について次のとおり承諾します。

入所する保護者 及びその監護する 児童の氏名	フリガナ 保護者 氏名		年 月 日生
	フリガナ 児童 氏名		年 月 日生
入所する母子 生活支援施設	名称		
	所在地		
母子保護の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
徴収金の月額	円		
徴収金の納入方法			
備考	<p>1 徴収金について変更のあった場合はその旨通知します。</p> <p>2 母子生活支援施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。</p> <p>3 母子生活支援施設へ入所が適当と認められなくなった場合には、母子保護の実施を解除します。</p>		

助産施設入所不承諾通知書

年 月 日

様

綾瀬市福祉事務所長



申込みのありました助産施設への入所については、次の理由により入所できませんので通知します。

（理由）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾瀬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

- （1）審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

母子生活支援施設入所不承諾通知書

年 月 日

様

綾瀬市福祉事務所長



申込みのありました母子生活支援施設への入所については、次の理由により入所できませんので通知します。

（理由）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾瀬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

- （1）審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第7号様式（第5条関係）

助産実施解除通知書

年 月 日

様

綾瀬市福祉事務所長 印

次の妊産婦について、助産の実施を解除しますので通知します。

入所する妊産婦	フリガナ 氏 名		年 月 日 生
入所する助産施設	名 称		
	所 在 地		
助産実施解除の年月日		年 月 日	
助産実施解除の理由			
備 考	<p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾瀬市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ、提起することができません。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。</p> <p>(1) 審査請求のあった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>		

第8号様式（第5条関係）

母子保護実施解除通知書

年 月 日

様

綾瀬市福祉事務所長 印

次の保護者及びその監護する児童について、母子保護の実施を解除しますので通知します。

入所する保護者 及びその監護する 児童の氏名	フリガナ 保護者氏名		年 月 日生
	フリガナ 児童氏名		年 月 日生

入所する母子 生活支援施設	名 称	
	所在地	

母子保護の実施解除年月日	年 月 日
--------------	-------

母子保護実施解除の理由	
-------------	--

備 考	<p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾瀬市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。</p> <p>(1) 審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--------	--

第9号様式（第7条関係）

助産施設入所費用減額（免除）申請書

年 月 日

（あて先） 綾瀬市長

申請者住所

氏名

電話 ()

次のとおり助産施設入所費用の減額（免除）を申請します。

入所する妊産婦	フリガナ 氏 名		年 月 日生
	個人番号		
入所する助産施設	名 称		
	所 在 地		
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 減 額 <input type="checkbox"/> 免 除		
申 請 金 額	円		
減 免 理 由			

備考 減免理由欄は、詳しく記載し、その事実を証明する書類を添付すること。

第10号様式（第7条関係）

母子生活支援施設入所費用減額（免除）申請書

年 月 日

（あて先） 綾瀬市長

申請者住所

氏名

電話 ()

次のとおり母子生活支援施設入所費用の減額（免除）を申請します。

保護者及びその監護する児童の氏名等	フリガナ 保護者氏名		年 月 日生
	保護者個人番号		
	フリガナ 児童氏名		年 月 日生
母子生活支援施設	名 称		
	所 在 地		
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 減 額 <input type="checkbox"/> 免 除		
申 請 金 額	円		
減 免 理 由			

備考 減免理由欄は、詳しく記載し、その事実を証明する書類を添付すること。

第 1 1 号様式 (第 7 条関係)

助産施設入所費用減額 (免除) 通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



申請のあった助産施設入所費用減額 (免除) については、次のとおり承認しましたので通知します。

入所する妊産婦	フリガナ 氏 名		年 月 日 生
入所する助産施設	名 称		
	所 在 地		
承 認 区 分	<input type="checkbox"/> 減額する <input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 減額 (免除) しない 減額 (免除) しない理由		
承 認 後 の 徴 収 金 額	月 額	円	
減 免 の 期 間	年 月 日から入所終了まで		
備 考	1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾瀬市長に対して意義申立てをすることができます。 2 この処分については、上記1の意義申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の意義申立てに対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、意義申立てに対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。 (1) 審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

第 1 2 号様式 (第 7 条関係)

母子生活支援施設入所費用減額 (免除) 通知書			
様		年 月 日	
		綾瀬市長	印
申請のあった母子生活支援施設入所費用減額 (免除) については、次のとおり承認しましたので通知します。			
入所する保護者及びその監護する児童の氏名	フリガナ保護者氏名		年 月 日生
	フリガナ児童氏名		年 月 日生
入所する母子生活支援施設	名称		
	所在地		
承認区分	<input type="checkbox"/> 減額する <input type="checkbox"/> 免除する <input type="checkbox"/> 減額 (免除) しない 減額 (免除) しない理由		
承認後の徴収金額	月額	円	
減免の期間	年 月 日から入所終了まで		
備考	1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾瀬市長に対して意義申立てをすることができます。 2 この処分については、上記1の意義申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾瀬市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。 3 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の意義申立てに対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、意義申立てに対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。 (1) 審査請求のあった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

